

# 福岡県公報

平成24年3月7日  
第3372号

## 目次

### 告示(第354号-第369号)

○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課) …………… 1
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課) …………… 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 2
○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(システム管理課) …………… 3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 5
<b>公 告</b>	
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(農山漁村振興課) …………… 5
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(生活安全課) …………… 5

### 海区漁業調整委員会

○ガザミの採捕の制限

(漁業管理課) …………… 6

## 告 示

### 福岡県告示第354号

次の加入区について、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成24年3月7日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名 称 中島・山門羽瀬加入区

### 福岡県告示第355号

次の加入区において平成20年3月福岡県告示第361号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成24年3月7日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成24年3月7日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名 称 中島・山門羽瀬加入区

### 福岡県告示第356号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成24年3月7日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
中間市岩瀬四丁目803-1及び803-2、並びに大字岩瀬字牟田806番1の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中間市岩瀬一丁目2番1号

奥田 越治

**福岡県告示第357号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年3月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市石崎二丁目210番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
筑紫野市石崎2丁目5番5号  
井上 百合子

**福岡県告示第358号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年2月福岡県告示第204号福岡都市計画道路事業3・4・77号現人橋乙金線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 事業の種類及び名称  
福岡都市計画道路事業 3・4・77号 現人橋乙金線
- 2 事業施行期間  
平成20年2月8日から平成27年3月31日まで
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

**福岡県告示第359号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第685号北九州都市計画道路事業3・3・169号穴生水巻線（森下工区）の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 事業の種類及び名称  
北九州都市計画道路事業3・3・169号穴生水巻線（森下工区）
- 2 事業施行期間  
平成10年2月25日から平成27年3月31日まで
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**福岡県告示第360号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成24年3月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
前原都市計画道路事業 3・4・20号 波多江泊線  
前原都市計画道路事業 3・5・10号 高田加布里線
- 2 施行者の名称  
福岡県

3 事務所の所在地  
 福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号  
 福岡県土整備事務所 福岡市東区箱崎1丁目18-1

4 事業地の所在  
 (1) 収用の部分  
 変更なし  
 (2) 使用の部分  
 なし  
 5 事業施行期間  
 自 平成18年3月14日  
 至 平成27年3月31日

**福岡県告示第361号**

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、当該使用の開始日及び対象手続を公示する。ただし、当該対象手続に係る申請等は、同規則第4条第4項ただし書の規定により、電子署名を要しないものとする。

平成24年3月7日

福岡県知事 小川 洋

手続等の根拠となる法令 又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
廃棄物の処理及び清掃に 関する法律（昭和45年法 律第137号）	第12条第9項	平成24年4月1日	多量排出事業者による 産業廃棄物処理計画書 の提出
	第12条第10項		多量排出事業者による 産業廃棄物処理計画実 施状況報告書の提出
	第12条の2第10項		多量排出事業者による 特別管理産業廃棄物処 理計画書の提出

廃棄物の処理及び清掃に 関する法律（昭和45年法 律第137号）	第12条の2第11項	平成24年4月1日	多量排出事業者による 特別管理産業廃棄物処 理計画実施状況報告書 の提出
--	------------	-----------	---

**福岡県告示第362号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年4月福岡県告示第762号福岡都市計画道路事業3・4・13号博多箱崎線及び福岡都市計画道路事業3・3・99号吉塚駅前線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月7日

福岡県知事 小川 洋

- 事業の種類及び名称  
 福岡都市計画道路事業3・4・13号博多箱崎線  
 福岡都市計画道路事業3・3・99号吉塚駅前線
- 事業施行期間  
 平成22年4月30日から平成31年3月31日まで
- 事業地  
 (1) 収用の部分  
 変更なし  
 (2) 使用の部分  
 なし

**福岡県告示第363号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	野間 須恵線	前	遠賀郡岡垣町大字高倉1286番 先から 遠賀郡岡垣町大字高倉2192番 1先まで	7.0 ～ 14.0	910.0
			後	遠賀郡岡垣町大字高倉1286番 先から 遠賀郡岡垣町大字高倉2192番 1先まで	10.0 ～ 14.0	

福岡県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	勝浦 宗像線	前	福津市奴山1211番1先から 福津市奴山415番先まで	7.5 ～ 18.0	668.0
			後	福津市奴山1211番1先から 福津市奴山415番先まで	12.0 ～ 18.0	

福岡県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区 間
那珂	平等寺 那珂川線	筑紫野市大字平等寺626番1先から 筑紫野市大字平等寺614番4先まで

福岡県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区 間
那珂	平等寺 那珂川線	筑紫野市大字平等寺647番1先から 筑紫野市大字平等寺1926番先まで

福岡県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
--------------	-----------	-----	-----------	--------	--------------	--------------

朝倉	県道	福岡線 福岡線	前	朝倉市堤917番1先から 朝倉市堤911番1先まで	7.7 ～ 7.8	24.0
			後	朝倉市堤917番1先から 朝倉市堤911番1先まで	9.3 ～ 9.3	

## 福岡県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	久光線 西小田線	前	朝倉郡筑前町高上161番1先から 朝倉郡筑前町上高場718番1先まで	14.5 ～ 31.0	1,202.0
			後	朝倉郡筑前町高上161番1先から 朝倉郡筑前町上高場718番1先まで	14.5 ～ 31.0	

## 福岡県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	久光線 西小田線	朝倉郡筑前町高上281番1先から 朝倉郡筑前町上高場718番1先まで

## 公 告

## 公告

農地法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び「不利益処分」に係る処分基準について、次のとおり意見を公募します。

平成24年3月7日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見募集期間

平成24年2月20日から平成24年3月20日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、下記に備え置きます。

所 属 名	住 所
農林水産部 農山漁村振興課 農地係	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟5階
福岡農林事務所 農山村振興課 農地係	福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 福岡西総合庁舎6階
朝倉農林事務所 農山村振興課 農地係	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎2階
八幡農林事務所 農山村・農業振興課 地域振興・農地係	北九州市八幡西区則松三丁目7番1号 八幡総合庁舎4階
飯塚農林事務所 農山村振興課 農地係	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎4階
筑後農林事務所 農山村振興課 農地係	筑後市大字和泉606-1
行橋農林事務所 農山村振興課 農地係	行橋市中央一丁目2番1号 行橋総合庁舎3階

## 公告

福岡県消費生活協同組合金貸付規則を廃止する規則案について、次のとおり意見を

募集します。

平成24年3月7日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成24年3月7日から平成24年4月5日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県新社会推進部生活安全課消費生活センターに備え置きます。

**海区漁業調整委員会**

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第58号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、ガザミ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成24年3月7日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 高松 三男

1 指示の適用海域

福岡県豊前海区海域

2 体長の制限

全甲幅長13センチメートル未満のガザミは、採捕してはならない。

3 指示の有効期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで